

令和 8 年度第 1 回丸亀市安全安心まちづくり推進協議会会議録	
日 時	令和 8 年 7 月 28 日（火）10 時 00 分～11 時 00 分
場 所	市役所 2 階 201・202 会議室
出 席 者	（委員） 小村正和、高畑美嗣、尾松諒平、三井早苗、武田龍宏、古川加恵、大西光宏、 横田葉子、田村恭子、横田永子 （丸亀警察署交通課長） 丸山憲一 （丸亀警察署生活安全課長） 小野坂裕一 （丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会） 竹田茜 （市学校教育課少年育成センター） 西川昌宏 （危機管理課） 野本あゆみ （建設課） 大平拓史 （事務局） 平尾聖、高山誠司、小林昌弘、吉田聖子、横田佳奈、田中歩
欠 席 者	（委員） 吉田沢子、五百森信幸、藤田登茂子
傍 聴 者	なし
議 題	1. 令和 7 年度事業報告 2. 令和 8 年度事業計画（案） 3. その他
会 議 概 要	
発 言 者	発 言 要 旨
事務局（高山）	本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 今回、司会を担当いたします丸亀市生活環境課の高山と申します。どうぞよろしく願いいたします。 本日の会議は、お手元の資料にある次第に沿って進めさせていただきます。 はじめに、本協議会について、説明させていただきます。本協議会は、「丸亀市附属機関会議公開条例及び同条例施行規則」により、原則公開し、傍聴することも可能となっており、会議録についても市のホームページにて、公表いたします。なお、会議の様子を、撮影させていただきますのでご了承ください。 ただいまより、令和 8 年度丸亀市安全安心まちづくり推進協議会を開催いた

事務局（高山）	します。 最初に、委嘱状の交付を行います。 本日、市長が他の公務により出席できないため、交付につきましては産業生活部長が代理で交付いたします。委嘱期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 2 年間でございます。 （委嘱状交付） 続きまして、産業生活部長からご挨拶申し上げます。
産業生活部長	（部長挨拶）
事務局（高山）	それでは、今回は、委員改選の年度になりますので先ほど委嘱状をお渡しいたしました委員の皆様順番に自己紹介をお願いしたいと思います。 （自己紹介） 次に、後ほど、議事及びその他の報告において、ご説明いただくためにご出席いただいております方のご紹介をさせていただきます。 丸亀警察署交通課長 丸山様、丸亀警察署生活安全課長 小野坂様、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会 竹田様、丸亀市少年育成センター所長 西川様、丸亀市危機管理課副課長 野本様、丸亀市建設課担当長 大平様 皆様よろしく申し上げます。 次に、事務局の紹介をさせていただきます。 （自己紹介） 続きまして、会長の選任にはいります。選任は、安全安心まちづくり条例施行規則第 2 条第 1 項の規定では、会長は委員の互選により選出することとなっています。 どなたかご推薦や立候補等ございますでしょうか。 特にご意見がないようでしたら、議事進行の都合上、事務局からご提案をさせていただきますてもよろしいでしょうか。 それでは、事務局案といたしまして、 丸亀市連合自治会選出の高畑美嗣様をお願いしたいと思います。 高畑委員におかれましては、前任期も会長として本協議会の取りまとめに尽力いただきました。これまでの議論の経緯等も熟知されておりますので引き続き会長をお願いするのがもっとも適任かと存じますが、皆様いかがでしょうか。 （拍手） 皆様の賛同を得られましたので高畑委員をお願いしたいと存じます。 恐れ入りますが、高畑会長、お席のご移動をお願いいたします。 会長に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。
会長	（会長挨拶）

事務局（高山）	ありがとうございました。続きまして、安全安心まちづくり条例施行規則第2条第3項では、会長の職務を代理する委員を定めるとあります。会長があらかじめ指名することになっておりますので、この場でお願いしたいと思います。高畑会長、いかがいたしましょうか。
会長	三井委員にお願いしたいと思います。
事務局（高山）	三井様に職務代理をお願いするということでございますので、よろしくお願いいたします。 ここで会議の成立についてご報告がございます。本日の委員の出席は10人で、委員総数13人の半数以上の出席になっておりますので、安全安心まちづくり条例施行規則第3条第2項の規定により本会議が成立していることをご報告いたします。 それでは議事に入ります。安全安心まちづくり条例施行規則第3条第1項で「会長は会議の議長となる」ことになっておりますので、議事の進行は高畑会長にお願いいたします。
会長	それでは議事に入りたいと思います。 議案第1号 令和7年度の事業報告について事務局から説明をお願いします。
事務局	（議案第1号 令和7年度事業報告について説明） （引き続き少年育成センターから事業報告） （引き続き危機管理課から事業報告）
会長	ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。 ご質問がないようでしたら、ご承認いただける方は拍手をお願いします。 （拍手で承認） 拍手多数と認められますので、議案第1号について承認とさせていただきます。 続きまして、議案第2号 令和8年度事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（議案第2号 令和8年度事業計画（案）について説明） （引き続き少年育成センターから説明） （引き続き危機管理課から説明）

丸亀警察署 交通課長	てきているような現状でございまして、負傷者数も 1623 人ということでプラス 65 人となっています。 そこで丸亀市ですが、昨年 1 年間で 295 件、昨年中は、令和 6 年と比べまして、マイナス 6 件、死者が 1 人ということで、マイナス 2 人でした。 令和 8 年の 6 月末現在、人身事故が 134 件ということで、プラス 7 件と、丸亀市も増加しています。 死者については、6 月末現在で 1 人ということでプラスマイナス 0、重傷者は、6 月末現在 18 人で、前年比プラス 4 名と増えております。 そして 7 月に入って、2 件の死亡事故が丸亀市で発生いたしました。 1 件は 10 日前ぐらいに、富屋町で自損事故があり、会社員の方が亡くなりました。もう 1 件は、先ほど横田委員の方からありましたけれども、26 日に飯野町の正岡の前の国道の交差点のところで車が出会い頭に衝突をして、高齢者の方が亡くなりました。その交通事故は、3 人当事者の方がいらっしゃって、1 人が亡くなり 2 人が負傷するというような大きい交通事故でした。 7 月末現在は、死者について丸亀市では、大きくプラスになってしまうというような非常に厳しい現状になってきております。 あと、3 つだけ法改正についてご紹介をさせていただきます。 1 つ目は、お手元にチラシがありますが、4 月 1 日から、16 歳以上が対象で、自転車の青切符制度というのがスタートをして、自転車の青切符制度、一時停止しなかったら 5000 円とか、そういった非常に高い反則金が設けられております。 皆様方、ご家庭にこの話持って帰っていただいて、ぜひ地域に広げていっていただきたいと思います。 2 つ目の法改正です。9 月 1 日から予定されております、法定速度の 30 キロ、生活道路における法定速度ということで、中央線がないところは、30 キロで走ってくださいというような法改正が予定をされております。 また、今年の大きい法改正の中の 1 つが 7 月 21 日からすでにスタートしております。危険運転致死傷罪についての法改正ということで、お酒の数値 0.5 以上出て人を怪我させる交通事故を起こせば、危険運転致死傷罪ということになります。 速度違反について、速度が 60 キロの道路というのがございます。 プラス 50 キロ、110 キロ以上で交通事故起こして怪我させれば、危険運転致死傷罪と、昔は適用が非常に困難であった危険運転というのが数値化された法改正というのが 7 月 21 日からスタートしております。 また、この話も地域の方へご紹介をしていただけたらと思います。私からは以上になります。
事務局（高山）	ありがとうございました。 次に丸亀警察署生活安全課長 小野坂様より犯罪状況などについてご報告をお願いします。

丸亀署
生活安全課長

丸亀市生活安全課小野坂です。よろしくお願いします。

私の方からは犯罪状況について説明させていただきます。

お手元のパンフレットを参考にさせていただきたいと思います。

刑法犯発生状況ですけど、令和 7 年、刑法犯認知件数は、県下で 6334 件、一昨年より 476 件増えている状況となっております。

丸亀署管内につきましても、1132 件、64 件増加しているという状況となっております。

今年に関しても、県下で 6 月末までで、刑法犯認知件数の方は 3108 件で前年より 68 件増加している状況となっております。

主に、増加しているのは暴行とか傷害の粗暴犯、詐欺などの知能犯が増加している状況です。

丸亀署管内につきましても、500 件認知しており、窃盗犯が 267 件で、半分以上占めております。

中でも多いのが変わらず、万引きと自転車盗となっております。

自転車盗につきましては、ほとんどが無施錠の状態となっておりますので、警察としましては、この無施錠を防ぐために各種対策を行っております。

次に少年非行について説明させていただきます。昨年の刑法犯の少年の状況になりますが、県下で 214 人が検挙されている状況となっており、丸亀署に関しては、64 人検挙しております。

前年とプラマイゼロですが、県下の 3 割ぐらいは丸亀署が検挙しているという状況です。

今年に関しては県下 160 人を検挙しており、昨年より 8 人増加しております。

丸亀署につきましては 32 人検挙しており、昨年より 1 人減少しております。

成人と同じなんですけど、窃盗犯が 12 人と多く、うち 8 人が万引きで検挙している状況となっております。

補導状況につきましては、この 6 月末までですけど、丸亀署管内では 75 人検挙しております。昨年よりだいぶ減っている状況となっております。

未成年が午後 11 時以降をウロウロする深夜徘徊は 45 人と、喫煙が 17 人となっております。

警察といたしましては、皆様方と連携を深めながら、犯罪抑止活動に取り組んでいきますので、引き続きご協力をお願いします。

それと、私からもう 1 つ皆さんにお伝えしたいことがあります。

もう皆さんご存じだと思うんですけど、特殊詐欺の話になります。

これがもう危機的な状況です。メディアとかで取り上げていただいても、減る傾向がないです。どんどん増えてますので皆さんに知っていただきたいと思います。お話をさせていただきます。

件数は、令和 7 年、県下の特殊詐欺被害が 722 件で約 39 億円近くになっており、過去最高額となっております。

ニセ警察官がたりですが、他県の県警をかたる詐欺が 144 件、これが約 10 億円近く発生しており、SNS 型の投資詐欺ロマンス詐欺が 343 件で、約 25

丸亀警察署
生活安全課長

億円近く発生してます。

もう 25 億というすごい額が、犯人にだまされている状況です。

今年も、6 月末時点では、県下で 301 件、17 億 5900 万円で、前年比より 4 億 5800 万増加しております。

丸亀署管内でも、59 件の、被害が発生しており約 2 億 5000 万円、被害が発生しております。

実際に、皆さんの身近な人が被害に遭っているのが現状です。

手口ですが、警察官がたりは、いっぱいあるんですが、それ以外に最近といえど郵便局をかたって、あなたの名義で荷物が届いております。

とかいう話で、中に薬物が入ってます。中に現金が入ってます。

いろんな手口でかかってきて、警察官につないで、そこからだまされるという手口が多いです。

「何でだまされるのか？」ですが、結局、皆さん他人ごとです。

みんな自分は大丈夫って思ってるんですよ。

これまで、講話とか行って、「皆さん特殊詐欺って知ってますか」と聞くんですけど、実際、知らない人が多いです。聞いたことはあるけど、私関係ないっていう人ばかりです。

結局、そういう人が、悪いやつのカモにされているのだと感じております。

県警が、被害者にアンケートをとりましたが、やはり被害者の 7 割が特殊詐欺について、考えたことがないとか、自分は遭わないと思ってる人が被害に遭っているというのが現実となっております。

やっぱり他人ごとと思ってたら、被害に遭うのではと思っておりますので皆さん、十分に気をつけてください。

高齢者ばかりが被害に遭ってるわけではありません。

実際 20 歳代は多いです。ただ金額は高齢者の方が資産持ってますので、支払ってしまうんですけど、20 歳代も実際、被害に遭っているのが、現状なので、皆さん他人ごとと思わず知っておいていただきたいと思います。

最後に、警察として詐欺対策ということで、携帯電話にぜひアプリをインストールしていただきたいという周知になります。

詐欺は、ここの QR コードを読んでいただいたら、警察庁のホームページに進みます。

国際電話をブロックし、詐欺電話を周知してくれるという、いいアプリとなっておりますのでぜひ皆さんこれをインストールしていただきたいと思います。

高市総理も、今年の 3 月 8 日の X で、「2 分で簡単にインストールできます。皆さんダウンロードしてくださいね」と公式な文書も出してますので、皆さん、インストールしていただきたいと思います。

帰ったら家族、職場の方、知り合いの方にも周知していただきたいと思います。

犯人側は、次々手口変えますので、もし不安やと思ったら、丸亀署の方に相

丸亀警察署 生活安全課長	談していただきたいなと思います。 私からは、以上になります。
事務局（高山）	ありがとうございました。 次に、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会の竹田様より防犯協会の活動などについてご説明をお願いします。
防犯協会	防犯協会の活動について説明いたします。 第 1 に、地域防犯活動の推進として、市町、警察、防犯協会の 3 つの組織が連携して、防犯などに関する今後の取り組み等についての意見交換や実施報告を行うセーフティトライアングルという会議に毎月参加しています。 また、特殊詐欺や自転車などの盗難防止といった各種防犯キャンペーンや、地域安全推進委員協議会活動への参加、その際、防犯啓発チラシグッズの配布を通して、防犯意識の向上に努めています。 さらに、特殊詐欺や不審者事案などが発生した際、情報共有のために、各市町の関係機関、学校や公民館などに情報を配信する F ネット通信というネットサービスの実施や、青パトでの管内パトロールによる犯罪抑止、広報啓発活動を行っています。 第 2 に、健全育成活動の推進として、学生などの防犯意識の高揚を図るため、各市町の小中学生が作成した防犯に関する防犯ポスター展を主催しています。 去年は、第 16 回目として、ゆめタウン丸亀、丸亀市役所、善通寺市役所、多度津町役場の 4 ヶ所でそれぞれ開催し、中でもゆめタウン丸亀では、ポスター展に合わせて、丸亀城お笑い人力車芸人大木亀丸による特殊詐欺漫談や、警察音楽隊、移動交番車も参加する防犯キャンペーンを実施しました。 第 3 に社会的弱者に対する犯罪被害防止活動の推進として、保育所や小学校等における不審者対応訓練、防犯教室や、近年被害が急増している特殊詐欺被害等防止講話を、老人会などにおいて実施し、各種犯罪被害の防止対策に取り組んでいます。 また、小学新 1 年生への防犯ブザーの配布や防犯教材の貸し出しにより、防犯意識の啓発を図っております。 その他、自主防犯パトロール活動に対する支援として、合同パトロールや意見交換会、対面式などへの参加、情報提供をはじめ、防犯功労者への感謝状の贈呈や、犯罪被害者の未然防止に伴う防犯功労表彰も行っております。 こちらも引き続き行っていきたいと考えております。 以上となります。
事務局(高山)	ありがとうございました。 ただいまの、丸亀警察署からの交通や犯罪等の説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

産業生活部長	青切符の制度が導入されましたが、丸亀の現在の状況を教えてください。 チラシの裏面にあります違反について、私自身知らないものがたくさんありますので、周知啓発をどのようにされているのか、また、議会での質問もあったのですが自転車屋さんに周知したらどうかという話もありましたので、この3点教えてください。
丸亀警察署 交通課長	青切符以外の指導警告は、かなりしています。朝、夕方、駅前など自転車が 多い学生さんなどを対象とした取り締まりも実際しております。今のところ高 校生で反則金の対象にしたことはございません。 自転車の青切符制度は車の違反と違って警察官が手前で必ず指導警告しま すので、それに従わない者が青切符の対象となります。 違反の区別については、警察庁のホームページにも載っていますが、説明し きれないほどの資料になりますので、学校などに冊子を配布するなどして主な ものを説明させていただいています。 自転車屋さんの件については、市の方から以前ご提案いただきまして、自転 車屋さんの組合の会長さんにパンフレットの配布依頼をいたしました。 今後ともいろいろなところで周知活動を行ってまいりますのでご協力お願 いします。
事務局(高山)	他に質問等ございませんか 特にないようでございますので、以上をもちまして令和8年度第1回丸亀市 安全安心まちづくり推進協議会を閉会いたします。本日はご審議ありがとうご ざいました。